

静岡市報	号 外 静岡市葵区追手町 5 番 1 号 発 行 所 静岡市役所 編集兼発行人 静岡市長 発 行 日 毎月 1 日・随時
---------------	---

公 表

消防法（昭和23年法律第186号）第16条の 6 第 1 項の規定により、危険物の除去を命じ、同条第 2 項の規定において準用する同法第11条の 5 第 4 項及び静岡市火災予防等違反処理規程（平成15年静岡市消防本部訓令第15号）第11条第 1 項の規定により公告をした要旨は、下記のとおりである。

令和 6 年11月27日

静岡市長 難 波 喬 司

記

1 公告した日

令和 6 年 11 月 21 日

2 消防対象物

所在地 静岡市葵区新伝馬一丁目 3 番 33 号

名 称 株式会社マイスター技研

3 命令を受けた者

住 所 静岡市葵区新伝馬一丁目 3 番 33 号

氏 名 株式会社マイスター技研 代表取締役 山内 博美

4 命令事項

上記消防対象物内で貯蔵している指定数量以上の危険物を直ちに除去すること。